

電気供給約款ミライフ東日本(株) (北海道電力管内) 低圧 (新旧対照表)

※赤字は変更部分

※誤字・脱字の軽微な修正につきましては、本表への記載を割愛いたします

現行約款	改訂約款
<p>▪第15条 契約種別[㊦]</p> <p>(1) 契約種別は、第6条(電気需給契約締結前の確認事項)第(1)項なお書きに従い定めるものとし、次のとおりとします。</p> <p>① 従量電灯 B[㊦]</p> <p>② 従量電灯 C[㊦]</p> <p>③ 低圧電力[㊦]</p> <p>(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、当社とお客さまとの協議により決定させていただくものとし、特段の合意のない事項については、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとし、</p>	<p>第15条 契約種別</p> <p>(1) 契約種別は、第6条(電気需給契約締結前の確認事項)第(1)項なお書きに従い定めるものとし、次のとおりとします。</p> <p>イ ミライフでんき B</p> <p>ロ ミライフでんき C</p> <p>ハ 低圧電力</p> <p>ニ カーボンニュートラルミライフでんき B</p> <p>ホ カーボンニュートラルミライフでんき C</p> <p>ヘ カーボンニュートラルミライフ低圧電力</p> <p>(2) 契約種別ごとの、対象となるお客さま、供給電気方式、供給電圧、周波数、契約電力等については、当社とお客さまとの協議により決定させていただくものとし、特段の合意のない事項については、所轄の一般電気事業者が公表する約款に準じて決定するものとし、</p> <p>(3) カーボンニュートラルミライフでんき B、カーボンニュートラルミライフでんき C およびカーボンニュートラルミライフ低圧電力の契約種別特徴は次のとおりとします。</p> <p>イ カーボンニュートラルミライフでんき B、カーボンニュートラルミライフでんき C およびカーボンニュートラルミライフ低圧電力は、当社が非化石証書(一般社団法人日本卸電力取引所が定める非化石価値取引規程における非化石証書をいいます。)、J-クレジットまたはグリーン電力証書を使</p>

用し、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとなる電気として、お客さまに供給いたします。

- ロ 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書は、発電所や電源の種類、環境価値の由来を特定するものではありません。
- ハ お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、当社の非化石証書、J-クレジットまたはグリーン電力証書の調達状況が悪化した場合、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当社がやむを得ないと判断した際は、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロにならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償する責任を負いません。